

＼仕事の合間にすぐわかる！／

産後パパ育休

産後パパ育休とは

これが
産後パパ育休

出生時育児休業

子の出生後8週間以内に4週間まで、2回に分割して取得できる。
労使協定を締結した場合は、労働者が合意した範囲で休業中の就業も可能。

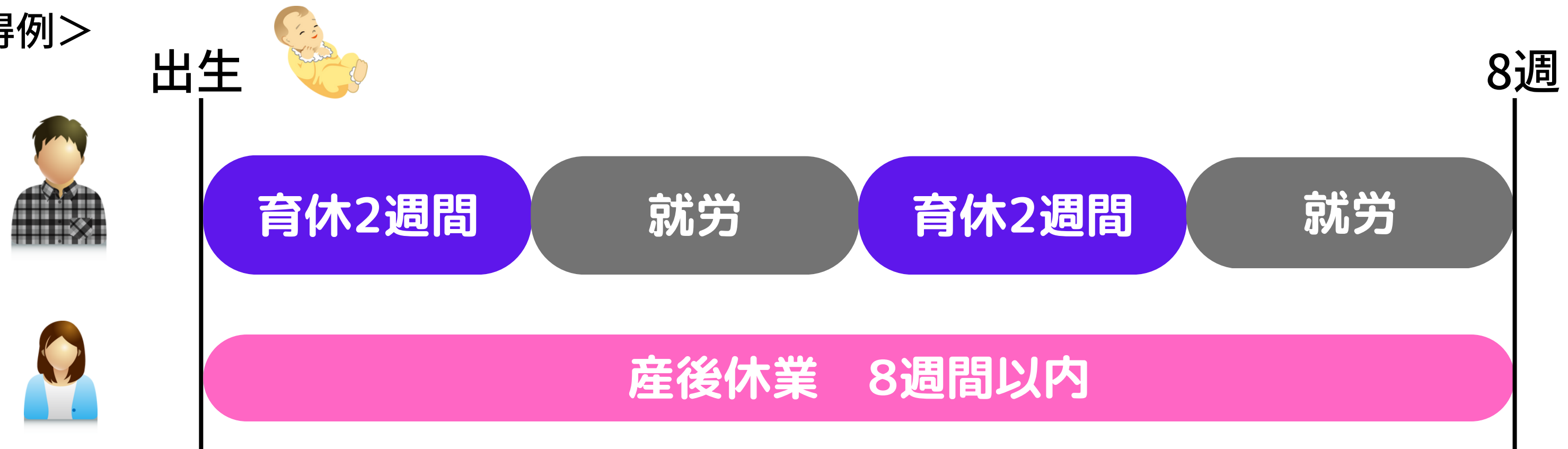
育児休業

子が1歳（保育所に入所できないなど一定の場合は最長2歳）に達するまで（父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間の1年間＜パパ・ママ育休プラス＞）、申出により育児休業の取得が可能

厚生労働省イクメンプロジェクト

産後パパ育休（出生時育児休業）の内容

<取得例>



- 出生後8週間以内に最大4週間の取得が可能。
- 4週間を2分割して、取得可能。
- 休業期間中の就労は認められない。

給付金の支給と社会保険料免除

●育児休業給付

育児休業（出生時育児休業を含む）を取得し、受給資格を満たしていれば、賃金の67%（180日経過後は50%）を給付。



●育児休業期間中の社会保険料の免除

下記の要件を満たすと、育児休業期間における各月の社会保険料が被保険者本人負担分及び事業主負担分ともに免除。

- ①その月の末日が育児休業期間中である場合
- ②同一月内で育児休業を取得し、その日数が14日以上の場合

